

実施方針に係る質問の回答										
N0	頁	項目番号					仮番	項目	質問等	回答
1	2	Ⅱ	1	(2)				Ⅱ.1.(2)	施設規模等510t/日(170t/24h×3炉)について、本事業はDB0方式であることから、計画年間処理量127,700t確保できることを前提に施設規模を応募者提案とさせていただけないでしょうか。	ごみの安定処理、長期的な安定稼働・耐久性の確保及び災害時などに対応するために施設規模、炉数を設定しています。
2	3	Ⅱ	1	(5)	①			(5) 事業概要①事業期間・運営期間	25年間という設定は事業者にとって非常にリスクの高い設定となっておりますが、施設保全計画等行ううえで、25年間を設定した根拠についてご教示ください。	本事業における処理方式は、全国において多数の実績を有しているストーカ式焼却方式であり、25年以上稼働している実績が多数あります。
3	3	Ⅱ	1	(5)	①			Ⅱ.1.(5)①	運営開始時期に変更があった場合については、運営期間25年間を固定として運転終了時期が変更されると理解してよろしいでしょうか。	運転開始時期の変更は考えておりません。よって運転終了時期（平成53年3月末）の変更も考えておりません。
4	3	Ⅱ	1	(5)	①			Ⅱ.1.(5)①	大規模修繕の発生の適切な織込みが可能な事業期間は15～20年間と考えますので事業期間に関して再考願います。	事業期間の変更は、考えておりません。
5	3	Ⅱ	1	(5)	①			Ⅱ.1.(5)①	契約締結予定時期（平成23年9月）に変更が生じた場合、記載の建設期間約4年6ヶ月を固定として、竣工期日が変更されるものと理解してよろしいでしょうか。	平成28年4月から運営開始することの変更は考えておりません。竣工日を固定するものとしてお考え下さい。
6	3	Ⅱ	1	(5)				特別目的会社設立	「落札者は、特別目的会社を設立し、25年間にわたって、本施設の運営業務を行う。」とあり、①事業期間として、「運営期間は、平成28年4月から」とあることからSPCの設立時期は、事業期間としての運営業務を開始する直前でよろしいでしょうか。	施設設計段階から運営事業者としての視点を反映させたいと考えており、落札者決定後、速やかにSPCの立上げを見込んでください。P13の落札者選定後の手続きをご確認下さい。
7	3	Ⅱ	1	(7)	⑤			(7) 事業スケジュール(予定) ⑤	入札公告関連資料(案)とは具体的にどのような資料でしょうか。	募集要項一式（入札説明書（案）、落札者選定基準書（案）、事業契約（案）等）を予定しています。
8	3	Ⅱ	1	(7)	⑤			(7) 事業スケジュール(予定) ⑤	入札公告関連資料(案)の公表では各種契約書もご提示ください。	No 7をご参照下さい。
9	3	Ⅱ	1	(7)	⑤			Ⅱ.1.(7)⑤事業スケジュール	「入札公告関連資料（案）」とありますが、どのような資料であるかご教示願います。	No 7をご参照下さい。
10	3	Ⅱ	1	(7)	⑤			Ⅱ1.(7)⑤入札公告関連資料（案）	入札公告関連資料（案）として、公表される資料内容をご教示下さい。契約書（案）、落札者決定基準（案）等もご提示いただけたと考えて宜しいでしょうか。	No 7をご参照下さい。
11	3	Ⅱ	1	(7)	⑥			Ⅱ1.(7)⑥対面的対話の実施	対面的対話の実施内容をご教示下さい。なお、見積提案募集要項に示されている「見積提案書に係るヒアリング開催」とは別に開催されるものではないとの理解で宜しいでしょうか。	平成22年10月の対面的対話はリスク管理方針書（案）に対するヒアリング、入札公告関連資料（案）に対する意見交換を中心に実施する予定です。また、「見積提案書に係るヒアリング」との同時開催の可能性もあります。
12	3	Ⅱ	1	(7)	⑦			Ⅱ1.(7)⑦要求水準書の公表	要求水準書に関する質疑及び同回答を戴けるスケジュールをご教示下さい。	募集書類に対する質疑の中で実施することを考えています。
13	3	Ⅱ	1	(7)	⑦			Ⅱ1.(7)⑦要求水準書の公表	要求水準書については、入札公告時にあらためて公表されることはなく、今回公表される要求水準書が正となるとの理解で宜しいでしょうか。	今回の要求水準書は案であり、必要な修正を加えた上で正式の要求水準書として公表する予定です。
14	3	Ⅱ	1	(7)	⑨			Ⅱ1.(7)⑨入札公告	予定価格、最低制限価格は入札公告時点で公表されるとの理解で宜しいでしょうか。	予定価格及び最低制限価格の考え方については、入札公告時に提示します。
15	3	Ⅱ	1	(7)	⑨			Ⅱ1.(7)⑨入札公告	実施要綱(平成20年告示第5号)に則り、低入札価格調査の実施をお考えでしょうか。	低入札価格調査の考え方については、入札公告時に提示します。
16	4	Ⅱ	1	(7)	⑫			Ⅱ.1.(7)⑫	特別目的会社の設立が平成23年7月とありますが、実際の運営業務の開始時期を考えると会社維持の経費の面で不合理もあろうかと思料致します。事前の準備など踏まえた最適な時期に変更は可能でしょうか。	No6をご参照下さい。
17	4	Ⅱ	1	(7)	⑫			Ⅱ1.(7)⑫特別目的会社の設立	特別目的会社の設立について、運営開始まで業務実態がございませんので、設立時期を運営開始前としていただけないでしょうか。	No6をご参照下さい。
18	4	Ⅱ	1	(7)	⑮			Ⅱ.1.(7)⑮	『建設工事着手 平成23年9月』とありますが、現地工事ではなく、基本設計への着手との理解でよろしいでしょうか。	設計・施工業務への着手とお考え下さい。
19	4	Ⅱ	1	(8)	⑤			Ⅱ1.(8)⑤見積提案書に係るヒアリング開催	対面的対話の実施とは別に開催されるものではないとの理解で宜しいでしょうか。	No11をご参照下さい。

実施方針に係る質問の回答										
N0	頁	項目番号					仮番	項目	質問等	回答
20	4	Ⅱ	1	(8)				Ⅱ.1.(8)	見積提案書徴収にあたり、見積提案書は本事業の事業選定においてどのような位置づけなのでしょう か。事業者選定に影響を及ぼすものであれば、 対応期間が短くVFMを高める十分な提案が出来ない ため提出期間までの延長をお願い致します。	見積提案書は、組合が要求水準書を 検討する上で使用する図書であり、 本事業の事業者を選定するための評 価対象とするものではありません。 しかし、見積図書に対する技術ヒア リングを行う予定であり、この内容 が最終的に企画提案に反映されるこ とを期待します。なお、スケジュー ルに変更はありません。
21	4	Ⅱ	1	(8)				Ⅱ.1.(8)見積提案書徴 収スケジュール	「・・・見積提案書を徴収することとする。」 とありますが、この見積提案書にて提案する内容 は、入札公告後の最終の提案内容に対して拘束さ れるのでしょうか？	拘束はされませんが、見積図書に対 する技術ヒアリングを行う予定であ り、この内容が最終的に企画提案に 反映されることを期待します。
22	4	Ⅱ	1	(8)				見積提案書徴収スケ ジュール	見積提案書徴収期限(平成22年8月27日)以降に要求 水準書の公表(平成22年10月下旬)となっておりま すので、今回提出資料は、あくまでも参考資料と しての位置付けであり、最終提出時の評価対象に はならないとの理解でよろしいでしょうか。	見積提案書は評価の対象ではありま せんが、見積図書に対する技術ヒア リングを行う予定であり、この内容 が最終的に企画提案に反映されるこ とを期待します。
23	5	Ⅱ	3	(1)				Ⅱ3.(1)事前業務	組合殿にて実施済みの地形測量調査、地質調査の 資料は別途ご提示いただけるものと考えて宜しい でしょうか。閲覧可能時期、閲覧方法をご教示下 さい。	地形測量調査の資料は、別途提示し ます。 地質調査の資料は、要求水準書 (案)に添付しています。
24	5	Ⅱ	3	(1)				Ⅱ3.(1)事前業務	地中障害物および土壌汚染が確認された場合の撤 去等の対策工事並びに同障害による工期遅延、工 期遅延に伴う発生費用は組合殿でご負担いただ けるものと考えて宜しいでしょうか。	発覚時期にもよりますが、基本的に お見込みのとおりです。(リスク管 理方針書(案)をご確認下さい。)
25	5	Ⅱ	3	(2)				設計・施工業務	3.民間事業者が実施する業務範囲(2)設計・施工業 務「粗造成後の・・・」とありますが、貴組合 が行う「粗造成」内容が曖昧ですので、明確に指 示お願いします。	海拔57m程度の造成高を想定してい ます。工事範囲は、別途提示しま す。 なお、粗造成後の造成については提 案下さい。
26	5	Ⅱ	3	(3)				Ⅱ.3.(3)	『事業期間終了まで支障なく本施設を稼働でき るよう本施設の維持管理を行う』とありますが、平 成53年4月以降の施設の維持、延命化、立替などの 方針等ご教示願います。	平成53年4月以降に本施設を稼働さ せる予定はありません。
27	5	Ⅱ	3	(3)				Ⅱ.3.(3)	『運営事業者は、集じん器、・・・貯留設備に搬 入・貯留した上で組合の指定する場所まで運搬 し、』とありますが組合の指定場所ご教示願いま す。合わせて、本施設からの距離及び受入条件を ご教示願います。また、運搬においては収集運搬 業の許可は不要と考えてよろしいでしょうか。	受入条件は、性能保証値とします。 運搬先は組合の最終処分場です。具 体的な場所等については、組合ホー ムページにてご確認ください。 運営事業者が自ら運搬を行う場合 は、収集運搬業の許可は不要です。
28	5	Ⅱ	3	(3)				Ⅱ.3.(3)	余剰電力の売電について、①本施設の需要を優先 するものとし、余剰供給にあたっての制約はない ものと考えてよろしいでしょうか。又②売電収入 に係るインセンティブについては、効率的な施設運 転を促すものとしてご配慮願います。	①お見込みの通り、適切にごみ焼却 を行い発電した電力は、省エネ等を 考慮した本施設の需要を優先しま す。また、余剰電力は安定した供給 を行って下さい。 ②インセンティブについては、見積 提案書の徴収及びヒアリング結果を 持って設定する予定です。
29	5	Ⅱ	3	(3)				Ⅱ.3.(3)	施設見学の対応については、施設の運転維持など の業務に支障の無い範囲で協力するということ でしょうか。運営事業者の人員配置についての条件 をご提示願います。	要求水準書(案)どおり、事業者が 対応することでお考え下さい。人員 配置については、ご提案下さい。
30	5	Ⅱ	3	(3)				Ⅱ.3.(3)運営業務	運営事業者が、飛灰と焼却灰を組合の指定する場 所まで運搬することを規定されておりますが、① 運営事業者から許可業者へ運搬業務を委託するこ とは可能でしょうか。②運営事業者が、運転手付 きトラックリースにて対応することは可能でしょ うか。③運営事業者自らが運搬業務を実施する 際、運営事業者は貴組合から運搬業務を含む本事 業全体を受託することから、収集運搬業の許可は 不要と考えてよろしいでしょうか。	①不可とします。 ②不可とします。 ③許可は不要です。
31	5	Ⅱ	3	(3)				Ⅱ3.(3)運営業務	飛灰及び焼却灰について「貯留設備に搬入・貯留 した上で組合の指定する場所まで運搬し、組合は 運搬された当該焼却灰等を処分する。」とありま すが、組合殿のご指定場所並びに輸送距離、受入 日時の条件をご教示下さい。また、運営期間にお いて搬送先が変わった場合は輸送費用を別途精算 いただけると考えて宜しいでしょうか。	前段はNo27をご参照下さい。 搬送先が変わった場合は協議としま す。

実施方針に係る質問の回答										
N0	頁	項目番号					仮番	項目	質問等	回答
32	5	Ⅱ	3	(3)				Ⅱ3. (3)運営業務	「施設の余剰電力の売電及び売電収入（新エネルギー等電気量含む）は、原則として組合とする。ただし、運営事業者からの提案により、売電収入に係るインセンティブについて考慮することがある。」とありますが、インセンティブとして運営事業者への付与をお考えの具体的な考え方（配分、付与方法）をご教示下さい。例えば売電及び売電収入総額の10%程度を運営事業者の収入として付与いただけるという理解で宜しいでしょうか。	No28をご参照下さい。
33	5	Ⅱ	3	(3)				運営業務	3.民間事業者が実施する業務範囲(3)運営業務「飛灰」「焼却灰」は、組合の指定する場所まで運搬する指示がありますが、当該施設から指定場所までの輸送距離はどの程度でしょうか。	No27をご参照下さい。
34	5	Ⅱ	3	(3)				運営業務	3.民間事業者が実施する業務範囲(3)運営業務「処理に伴い発生する資源物については、運営事業者が有効利用する」とありますが、「資源物」対象は、運営事業者からの提案に委ねられているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	6	Ⅱ	3	(3)				Ⅱ.3.(3)	資源物について、有効利用が前提ではありますが、有効利用できない場合は自由処分としてもよろしいでしょうか。その場合の条件等があればご教示願います。	極力再利用することとし、有効利用できない場合は、焼却残渣として組合の最終処分場へ搬入するものとします。
36	6	Ⅱ	3	(3)				Ⅱ3. (3)運営業務	「処理に伴い発生する資源物について、運営事業者が有効利用する。」とありますが、既存施設における有効利用状況（有効利用量、売却単価）をご教示下さい。	既存施設における有効利用量は主灰発生量の約1.5%（磁性物）です。なお、売却単価は開示しません。
37	6	Ⅱ	3	(4)				Ⅱ.3.(4)	解体除去は、本事業の範囲には含まれないとのことですが、全面撤去されるものと考えてよろしいでしょうか。又、参考に撤去工事の予定時期をご提示願います。	本施設の撤去の範囲及び時期は未定です。
38	6	Ⅱ	4	(1)				Ⅱ.4.(1)	粗造成工事の工事範囲、内容などをご教示願います。又、粗造成の工程変更や内容に係る疑義などが生じた場合、契約前後で必要に応じご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	前段はNo25をご参照下さい。必要に応じ協議に応じます。
39	6	Ⅱ	4	(1)				用地の確保、造成	「・・・建設用地としての粗造成工事を行う。」とありますが、「粗造成工事」内容が曖昧です。造成内容を図面等添付にて明確にご指示願います。	No25をご参照下さい。
40	6	Ⅱ	4	(2)				Ⅱ.4.(2)	生活環境影響調査の実施ならびに結果の公表予定及び閲覧方法などについてご教示願います。	生活環境影響調査の公表は平成22年秋を予定しています。組合ホームページにも掲載予定ですのでご覧下さい。
41	6	Ⅱ	4	(2)				4.(2)生活環境影響調査手続	生活環境影響調査の公表はいつごろを予定しているでしょうか。	No40をご参照下さい。
42	6	Ⅱ	4	(3)				住民対応	「近隣住民同意の取得等の住民対応(組合が行うべきもの)」とありますが、住民同意は、すべて貴組合範疇と判断しております。「組合以外が行うべきもの」としてどのようなものを想定されているのでしょうか。	住民同意は原則として組合が行います。組合以外が行うべきものとしては、民間事業者が行う建設工事や運営事業を実施するうえで、民間事業者の責により住民からの苦情等が発生した場合を想定しております。
43	6	Ⅱ	4	(7)				Ⅱ.4.(7)	運営費の支払いは、運営事業者の資金調達の圧縮による運営委託費の抑制のため、毎月払いとして頂きたいお願い申し上げます。	貴重など意見として承ります。入札公告時に提示します。
44	7	Ⅲ	1		②			1.募集及び選定スケジュール(予定) ②	募集書類に対する質疑は、資格審査関連のみではなく、全般に実施していただけるようお願いいたします。	募集書類全体に対して実施する予定です。対面的対話の場等を有効にご活用下さい。
45	7	Ⅲ	1		⑥			1.募集及び選定スケジュール(予定) ⑥	対面的対話の実施とありますが、具体的な内容をご教示ください。また、第2回質疑は対面的対話で協議するのでしょうか。対話・質疑回答の後、作業修正等の可能性があります。スケジュール面で最終図書提出までの期間を十分確保してください。	提案書全体の内容及びリスク管理方針書（案）に対するヒアリングを想定しています。第2回質疑はお見込みのとおり、対面的対話で協議することを想定しています。スケジュールの変更は行いません。見積提案書に係るヒアリングなど、複数の対話の場を設けていますので、有効活用してください。
46	7	Ⅲ	1		⑥			Ⅲ1.⑥対面的対話の実施・第2回質疑回答を兼ねる	対面的対話の実施内容をご教示下さい。	No45をご参照下さい。
47	7	Ⅲ	1		⑥			Ⅲ1.⑥対面的対話の実施・第2回質疑回答を兼ねる	第2回質疑回答の方法をご教示下さい。対面的対話の前に書面で提出し、対面的対話の場で書面にてご回答戴けるものと理解して宜しいでしょうか。	No45をご参照下さい。

実施方針に係る質問の回答										
N0	頁	項目番号					仮番	項目	質問等	回答
48	7	III	1		⑨			III1.⑨技術提案に係るヒアリング	技術提案に係るヒアリング内容をご教示下さい。	各社の技術提案のプレゼン及び提案内容の疑義を中心にヒアリングする予定です。各社の提案内容をみて、審査委員会で検討されます。
49	7	III	1		⑩			III1.⑩落札者の選定	落札者の選定にあたり、価格審査については応募者立会いの下での開札をお考えでしょうか。	開札方法については、入札公告時に提示します。
50	7	III	1					III.1.	募集書類への質疑に対する回答公表から提案書等の提出期限まで1ヶ月しかなく日程的に厳しいため、10月下旬公表の要求水準書への質疑提出及び回答公表のスケジュールを年内に前倒しすることを要望致します。	スケジュールの変更はありません。見積提案書に係るヒアリングなど、複数の対話の場を設けていますので、有効活用して下さい。
51	7	III	2	(1)	②			III.2.(1)②	応募企業への他の企業の参加が認められる特段の事情についてご例示下さい。	現時点で、想定している特段の事情はありません。
52	7	III	2	(2)	③			III.2.(2)③	構成員に対しては設計・施工業務、運営業務のうち主たる業務を請負又は受託させることができるものと理解します。	お見込みのとおりです。
53	7	III	2	(2)	③			III.2.(2)③応募グループの用件、協力企業	「・・・設計・施工業務、運営業務のうち主たる業務を請負又は受託する協力企業を定めることができる。」とありますが、これは主たる業務を請負又は受託する企業を協力企業として登録申請する必要のないものと考えて宜しいでしょうか	主たる業務を請負又は受託する企業は可能な限り応募者として下さい。その際は役割を明確にして下さい。応募者のメンバー設定は応募者の考えに因ります。
54	7	III	2					2.応募者の参加資格要件	本参加資格要件は、応募企業、構成員、協力企業に係るものであり、一次下請、二次下請、三次下請といった企業には含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	8	III	2	(3)				III.2.(3)	応募者の参加資格要件について、資格審査申請受付以降の取扱いをご教示願います。	契約までに代表企業が資格を消失した場合は契約しません。その他詳細はリスク管理方針書（案）をご確認下さい。
56	9	III	2	(3)	②			III.2.(3)②, ③	建築物の設計・施工を行う企業は、構成員又は協力企業となり、プラントの設計・施工を行う企業の下請けで参画することで資格要件を満たすものと理解します。	ご質問は「建築物の設計・施工を行う企業は実施方針III.2.(3).②及び③に記載の資格要件を満たす企業が構成員又は協力企業となった上で、建設請負契約において、特別共同企業体の一員とならずプラントの設計・施工を行う企業の下請けで参加して良いか？」と理解しますが、この場合は下請けでも参加して良いものとしします。
57	9	III	2	(3)	③	(7)		③本施設の建築物の施工を行う企業(ア)	建築一式工事に係る特定建設業の許可が委任先になくても、本社で許可があれば、委任先で入札に参加することは可能でしょうか。	委任先が、支店、営業所等の本社と同一の法人で、本社が国土交通大臣の許可を受けていれば可能です。
58	9	III	2	(3)	③	(ウ)		③本施設の建築物の施工を行う企業(ウ)	本施設の建築物と同種又は類似の施工実績とありますが、建築物の大きさに係る具体的な数値の規定はないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	9	III	2	(3)	③	ウ		III2.(3) 応募者の参加資格③本施設の建築物の設計を行う企業(ウ)	建築物の施工を行う企業の資格要件として「本施設の建築物と同種又は類似の施工実績（ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む）を有すること。」とありますが、施設規模（ごみピットの規模）等の詳細な条件は無いものとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	9	III	2	(3)	④	(ウ)		III.2.(3)④(ウ)	『以下の条件を全て満たす廃棄物処理施設・・・の納入実績があること』とありますが、廃棄物処理施設の納入実績は、保有していた会社から別会社への継承した場合、会社分割契約により継承した施設も含まれると理解します。	お見込みのとおりです。
61	10	III	2	(3)	④	ウ		III2.(3) 応募者の参加資格④本施設のプラントの設計・施工を行う企業(ウ)	プラントの設計、施工を行う企業の資格要件について、納入実績の条件として施設規模（1炉170t/d以上複数炉）、発電設備規模（5,000kW）、稼動実績（平成12年4月1日以降稼動で2年以上）、連続運転実績（1炉90日連続運転）が示されておりますが、同一施設で全ての条件を満たす必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	10	III	2	(3)	⑤	(7)		III.2.(3)⑤(7)	①過去の運転実績も認められるものと理解します。②対象施設を運転する特別目的会社へ出資及び要員を派遣している場合も運転実績として認められるものと理解します。	お見込みのとおりです。
63	10	III	2	(3)	⑤	(イ)		III.2.(3)⑤(イ)	『専門の技術者』の具体的定義をご教示願います。	ごみ処理管理技術者の資格を有する技術者としします。

実施方針に係る質問の回答										
N0	頁	項目番号					仮番	項目	質問等	回答
64	10	Ⅲ	2	(3)	⑤	(ｲ)		Ⅲ.2.(3)⑤(ｲ)	稼働実績のあるプラントでの運転実績を有する専門の技術者の配置は、他事業への影響が大きいと考えるため、廃棄物管理技術者の有資格者の配置等に変更願います。	変更はありません。
65	10	Ⅲ	2	(3)	⑤	ｱ		Ⅲ2.(3) 応募者の参加資格⑤本施設の運転、維持管理を行う企業(7)	運転、維持管理を行う企業の運転実績については、炉規模・発電設備規模、稼働開始時期条件のご指定はないものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	10	Ⅲ	2	(3)	⑤	ｲ		Ⅲ2.(3) 応募者の参加資格⑤本施設の運転、維持管理を行う企業(ｲ)	運転実績としてご提示する施設及び同等施設での運転実績を有する技術者を配置することで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	10	Ⅲ	3	(1)				Ⅲ.3.(1)	『なお、応募企業・・・』とありますが、『応募企業』は『代表企業』の誤りではないでしょうか。	全ての企業が対象となるとお考え下さい。
68	11	Ⅲ	3	(2)	②			Ⅲ.3.(2)②落札者選定方法	評価項目等の詳細を募集要項において示して頂く際には、貴組合にて考えておられる評価項目の優先順位を明確化することでより有効な提案に結び付けるため、非価格要素各項目の配点についてもご提示願います。	貴重なご意見として承ります。入札公告時に提示します。
69	11	Ⅲ	3	(3)	②			(3)落札者選定方法②第2段階:対面的対話	技術提案書の提出は、P.7のスケジュール⑦のとおり平成23年3月となっておりますが、対話の段階で技術提案書(あるいはその一部)を提示するのでしょうか。	No45をご参照下さい。提示を求める場合もあります。
70	11	Ⅲ	3	(3)	②			Ⅲ.3.(3)②第2段階：対面的対話	「対面的対話は。第1段階を合格した応募者の技術提案書について・・・」とありますが、技術提案書の提出は3月ではなく、1月の資格審査時でしょうか？	技術提案書の提出は3月です。1月には資格審査申請書の提出を求めます。
71	12	Ⅲ	3	(3)	③	(ｲ)		Ⅲ3.(3)③(ｲ)非価格要素審査及び価格審査	「非価格要素の審査基準や点数化の方法等については、募集要項に示す」とありますが、募集要項は平成22年12月下旬に公表予定の「入札公告」時点で公表される予定でしょうか。入札公告から技術提案書・価格提案書の提出期限まで3カ月と非常に短期間での提案書作成となり、要求水準を遵守したうえで、貴組合が本事業に期待する内容を網羅した有効な事業提案を構築するには非常に厳しい期間設定となっております。つきましては、非価格要素の審査基準や点数化の方法等については、遅くとも、平成22年9月下旬に公表を予定されている「入札公告関連資料(案)」の公表と併せて公表頂きますようご配慮願います。	平成22年9月下旬に公表する「入札公告関連資料(案)」に含めています。
72	12	Ⅲ	3	(3)	③	(ｲ)		Ⅲ3.(3)③(ｲ)非価格要素審査及び価格審査	「価格提案書に記載の金額が予定価格以下である場合に合格とする」とありますが、予定価格は公表されるものと考えてよろしいでしょうか。また、公表される場合、どのタイミングで公表されるのでしょうか。	No14をご参照下さい。
73	12	Ⅲ	3	(3)	③	(ｳ)		Ⅲ3.(3)③(ｳ)総合評価	他事例において、価格要素より非価格要素に重きをおいた総合評価（例えば価格4：非価格6）としているものの、その算定の仕組みにより実質的に両者は同等もしくは逆転した重みとなる現象が見受けられます。具体的には、「価格要素は相対評価で必ず満点取得者がいるうえ確実に各提案者に点差がでるのに対して、非価格要素は絶対評価で現実的には満点取得者がでないうえに各提案者の点差も開きにくい」という事由から前述の現象が起こります。総合評価点の算定方法ご検討の際には、非価格要素の評価点を次式により、（ ）相対評価点に置き換えて評価するなどの方法でご考慮願います。	貴重なご意見として承ります。評価方法は入札公告時に提示します。
74	12	Ⅲ	3	(3)	③	(ｳ)		Ⅲ3.(3)③(ｳ)総合評価	本施設は、その公共性の高さから、安全で安定した運転が最重要視されるものと考えます。さらに本事業においては25年間という長期間において、施設の安定稼働を継続し、引渡し時点において当初の性能を確保する必要があることから、運営事業期間15年から20年とする一般的に多く見受けられるDB0事業に比べ、特に維持補修業務面において構成機器の更新を含めた大規模な作業が想定されます。これら本事業の特性に鑑み、価格審査点と比較して非価格要素審査点のウェイトを高めることで、長期安定運転に創意工夫を凝らした提案を引出すことが肝要であると考えます。総合評価点の算定方法ご検討の際にご考慮願います。	貴重なご意見として承ります。評価方法は入札公告時に提示します。
75	13	Ⅲ	5	(2)	①			Ⅲ.5.(2)①	運営事業者の本社所在地を本施設内とすることの可否をご教示願います。	可とします。また、本店登記においても同様とします。

実施方針に係る質問の回答										
N0	頁	項目番号					仮番	項目	質問等	回答
76	13	III	5	(2)	①			III.5.(2)①	『運営事業者の本社所在地を福岡県春日市とすること。』とありますが、本社所在地を新南部敷地内への登録は可能と考えてよろしいでしょうか。	No75をご参照下さい。
77	13	III	5	(2)	①			III5.(2)特別目的会社の設立①	「運営事業者の本社所在地を福岡県春日市とすること。」とありますが、本件施設の所在地を本社として登記することも認めていただけるとの理解で宜しいでしょうか。	No75をご参照下さい。
78	13	III	5	(2)	①			特別目的会社の設立	SPCの本社所在地は、「福岡県春日市」とありますが、本施設内としてもよろしいでしょうか。	No75をご参照下さい。
79	13	III	5	(2)	②			III.5.(2)②	『運営事業者の資本金は・・・一定額以上維持すること。』とありますが、資本金は民間事業者の考えによるものと理解してよろしいでしょうか。	未定です。入札公告時に提示します。
80	13	III	5	(2)	⑥			III5.(2)特別目的会社の設立⑥	「監査役並びに会計監査人の設置」を示されておりますが、運営開始前は運営事業者の活動がほとんど無いと思われますので、運営開始後の年度から公認会計士又は監査法人の監査を受けることで宜しいでしょうか。	不可とします。
81	13	III	5	(2)				(2)特別目的会社の設立	特別目的会社設立や運営委託契約締結は、建設工事が進行し、具体的に運営準備が必要な段階で行うスケジュールにはならないでしょうか。	No6をご参照下さい。
82	13	III	5	(2)				III.5.(2)	『平成27年3月までに運営事業者（特別目的会社）を設立』とありますが、運営事業開始前の特別目的会社には実体がなく、会社の維持管理にも費用がかかるため、設立を運営事業開始前1年前ごろとすることをご検討頂けないでしょうか。	No6をご参照下さい。 なお、「平成27年3月までに」は「平成23年7月までに」と理解します。
83	13	III	5	(2)				III.5.(2)	平成27年3月までに特別目的会社を設立した場合は、会社の維持管理にかかわる費用を建設期間中にお支払い頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	建設期間中には支払いません。この維持管理費の支払い方法については入札公告時に提示します。 なお、「平成27年3月までに」は「平成23年7月までに」と理解します。
84	13	III	5	(2)				III.5.(2)特別目的会社の設立	落札者決定が平成23年5月を予定されていますが、仮に5月下旬に落札者決定があった場合、ご指示のある特別目的会社設立時期(7月まで)まで設立期間が約1カ月程度となります。新会社設立に係る決裁手続等を考慮すると非常に厳しい期間設定であることから、設立期間の猶予をご再考願います。	スケジュールの変更はありません。 困難な場合は別途協議を想定します。
85	13	III	5	(2)				III.5.(2)特別目的会社の設立	仮契約の締結にあわせ、特別目的会社を設立いたしますと、運営事業者の教育訓練開始までの約4年半の間、特別目的会社は休眠会社となります。特別目的会社の設立を教育訓練開始前の然るべき時期として頂くことで、この期間における事務手続の軽減を含め、運営事業費削減が可能となりますので、ご検討お願いいたします。	No6をご参照下さい。
86	14	III	6					III.6.	『応募資料の著作権は,・・・必要な範囲において公表等を行うことができることとする。』とありますが、公表に際しては事前に連絡及び協議をお願い申し上げます。	事前に連絡し、協議します。
87	14	III	6					III6.著作権	「…組合は、必要な範囲において公表等を行うことができることとする。」とありますが、応募者から提出される書類について、応募者の秘密情報あるいはノウハウに関わる等の理由がある箇所については、公開対象外となると考えて宜しいでしょうか。また、公開する場合は事前の協議をお願いいたします。	No86をご参照下さい。
88	15	IV	3	(1)				IV.3.(1)、(2)組合による事業の実施状況の監視	設計・施工段階設計・施工業務の実施状況や結果が契約や要求水準等で定められた条件を満足していないと判断される場合運営段階運転性能を十分に発揮していないと判断される場合上記、「判断される場合」とは貴組合による一方的な判断ではなく、貴組合と民間事業者との協議により判断されることを確認させてください。	判断は組合で行いますが、即、ペナルティ等の対象とすることは考えていません。民間事業者からの説明を求める流れを想定しています。
89	15	IV	3	(1)				IV.3.(1)設計・施工段階	「引渡性能試験実施時の環境計測等は、…第三者機関が実施することとする。」とありますが、法的資格を有する企業であれば応募企業のグループ会社企業が実施しても宜しいでしょうか。	公平性を保つ意味でも第3者機関が実施することとします。
90	15	IV	3	(3)				(3)運営期間の終了段階	運営期間終了後は組合様へ引継を行うとありますが、想定されている本施設の運営期間終了後の使用期間についてご教示願います。	No26をご参照下さい。

実施方針に係る質問の回答										
N0	頁	項目番号					仮番	項目	質問等	回答
91	15	IV	3	(3)				IV.3.(3)運営期間の終了段階	運営期間終了段階に運営事業者による本施設の機能検査の実施すべき内容をご教示下さい。	要求水準書（案）第3部第1章第13節に記載している内容をご確認ください。
92	15	IV	3					IV.3.組合による事業の実施状況の監視	「民間事業者は合理的な理由がない限り指示に従うこととする」とありますが、合理的な理由か否かについては、貴組合と民間事業者との協議により決定されることを確認させてください。	合理的な理由がある場合は、合理的な理由を明確にしてもらうことが必要であると考えます。
93	16	V	1	(4)				V.1.(4)土地利用規制	「日影規制：有」とありますが、具体的な規制内容についてご教示願います。	建築基準法第56条の2第1項の規定に基づき対象区域を指定した、福岡県建築基準法施行条例第25条の2をご参照下さい。
94	17	VII						VII.事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	責任の所在及び対応方法を明文化とありますが、具体的にはどのような事項かご教示ください。	具体的な事象としては天災等が考えられ、契約書等で明文化します。考え方の詳細はリスク管理方針書（案）をご確認下さい。
95	17	VIII	3					VIII.3その他の支援に関する事項	「法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合・・・」とありますが、上記下線部分は、「その他の支援策の適用が必要とされる場合」との解釈でよろしいでしょうか。	左記に加え、組合または民間事業者にとって有利と判断する場合も協議して対応策を検討することとします。
96	18	IX	3	(2)				IX.3.(2)	意見・質問に対する回答が平成22年6月21日(月)までに公表となっていますが、見積提案書に影響する質問項目もあるため、前広の回答公表をお願いします。	スケジュールのとおりとします。
97	19	参考			①			参考資料①事業スキーム図	売電に係る契約は、貴組合が電気事業者と直接締結するものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	20	参考			②		7	参考資料②補助金等	予定していた補助金額とは、入札金額より算出される交付金額と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
99	20	参考			②		8	参考資料②社会環境	住民対応、第三者賠償、環境保全の3項目ありますが、いずれも事業者に帰責事由がある場合と理解してよろしいでしょうか。	住民対応、第三者賠償はお見込みのとおりです。環境保全はすべて民間事業者の分担です。リスク管理方針書（案）も合わせてご確認ください。
100	20	参考			②		11	参考資料②	物価変動について、『一定の範囲内』とありますが、一定の範囲について、募集書類での明確化を要望します。また、現段階で想定されている範囲がございましたらご教示をお願いいたします。	入札公告時に提示します。
101	20	参考			②		11	参考資料②共通物価変動	物価変動については適正なインデックスの設定をお願いいたします。例人件費：毎月勤労統計調査＞産業別賃金燃料、ガス、電気、水道：国内企業物価指数点検補修：国内企業物価指数＞一般機械薬品費：国内企業物価指数＞化学製品諸経費：企業向サービス価格指数	貴重なご意見として承ります。入札公告時に提示します。
102	20	参考			②		11	参考資料②事業に係るリスク分担	物価変動に係る費用増大リスクについて「一定の範囲内」との表現がありますが、抽象的です。国交省工事請負契約書運用マニュアルにある1.0%若しくは1.5%を「一般的な範囲」としているのでしょうか。また、定期的な見直しを行っていただくよう明確な指示をお願いします。	No100をご参照下さい。
103	20	参考			②		11	参考資料②物価変動	一定の範囲内について、運営事業における具体的な数値をご教示ください。	No100をご参照下さい。
104	20	参考			②		14	参考資料②共通不可抗力	「風水害、地震等の大規模災害による修復のため遅延が発生するリスク」について、民間事業者が"△"となっておりますが、民間事業者が負担すべきとお考えのリスク内容をご教示下さい。	建設中は建設費の1/100、運営期間は年間委託金額の1/100の負担を設定しています。詳細はリスク管理方針書（案）をご確認下さい。
105	20	参考			②		14	参考資料②不可抗力ごみ量・ごみ質の変動	共通「不可抗力」、維持管理運営段階「ごみ量・ごみ質の変動」において、民間事業者側のそれぞれ"△"の内容について、想定される事象をご教示願います。また、不可抗力において記載されている事象(風水害・地震等)は事業者でコントロールできるものではありません。微小な限度額となるリスク分担としてください。	No104をご参照下さい。 「不可抗力」は天災等を、「ごみ量・ごみ質の変動」は一時的な要因の場合等を想定しています。詳細は入札公告時に提示します。
106	20	参考			②			参考資料②	表中の分担欄にある○、△の違いについてご教示願います。	○は主を、△は従を視覚的に表現しています。詳細はリスク管理方針書（案）をご確認下さい。

実施方針に係る質問の回答										
N0	頁	項目番号					仮番	項目	質問等	回答
107	21	参考			②		23	参考資料②	ごみ量・ごみ質の変動について、①ごみ質が契約に規定する以上に変動した場合②実処理量と計画ごみ量との大幅な変動が生じた場合③災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合 のコスト変動リスクは、その要因が全て施設計画条件と異なるごみ量・ごみ質に起因しております。従い、民間事業者のリスク分担は不相当と考えられ、再考頂けませんでしょうか。	変更はありません。ただし、過度にならないようにします。
108	21	参考			②		23	参考資料②ごみ量・ごみ質の変動(上段)	実処理量と計画ごみ量との変動が生じた場合のコスト変動リスクが事業者となっていますが、量の変動は、変動単価×ごみ量で精算するというのが一般的な契約です。(ごみ量の変動は事業者が管理できるものではありませんので、組合様分担と考えます。)本事業の支払いは、固定費＋変動費(変動単価×処理量)ではないでしょうか。違う場合には、お考えの支払い方法をお示しください。	基本的には固定費＋変動費(変動単価×処理量)です。リスク分担については再考します。
109	21	参考			②		23	参考資料②ごみ量・ごみ質の変動(上段)	処理残渣等の処理コストを含むについては、ごみ質やごみ量の増加により処理残渣等が増加した場合の当該増加分の最終処分費という意味でしょうか。違う場合にはどのような意味かお示しください。理解のとおりであれば、以下の質問にも回答願います。①変動の基準となるのは計画ごみ質における、ごみ量127,700t/年というお考えでしょうか。②ごみ量が増えれば灰量も増えるものと思いますが、ごみ量の増加は事業者の管理できない事象であり、このことによって増えた灰量の処分費を事業者リスクとすることは不適切であると考えます。③現状考えておられる最終処分先での処分単価をご教示ください。	処理残渣等の処理コストとは、処理残渣の運搬に係る費用です。その処分は組合が行います。P5の民間事業者が実施する業務の範囲をご参照下さい。また、リスク管理方針書（案）をご参照下さい。 ①変動の考え方は入札公告時に提示します。 ②基本的には組合です。 ③本事業には関係ありません。
110	21	参考			②		23	参考資料②維持管理運営段階ごみ量・ごみ質の変動	ごみ質変動リスクにおいて民間事業者が"△"となっておりますが、民間事業者が負担すべきとお考えのリスク内容をご教示下さい。	No105をご参照下さい。
111	21	参考			②		23	参考資料②維持管理運営段階ごみ量・ごみ質の変動	災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合のリスクについて、民間事業者が"△"となっておりますが、民間事業者が負担すべきとお考えのリスク内容をご教示下さい。	No105をご参照下さい。
112	21	参考			②		23	参考資料②事業に係るリスク分担	ごみ量・ごみ質の変動に対し民間事業者分担に"△"がありますが、民間事業者側ではリスクを負う事はできないと判断します。	No107をご参照下さい。
113	21	参考			②		23	参考資料②事業に係るリスク分担	災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合のコスト変動リスクに対し民間事業者側に"△"がありますが、民間事業者側ではリスクを負う事はできないと判断します。	No107をご参照下さい。
114	21	参考			②		27	参考資料②	施設破損について、事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスクは、運営事業者の責によるものとそうでないもので分担が分かれるものと思料致します。	リスク分担は責任追及ではなく、リスクを管理しやすい者、顕在時に影響を最小限に抑えられる者が負担すべきであると考えています。
115	21	参考			②		29	参考資料②	事業者の事由による発電収入の変動リスクについては、そもそも売電収入が組合殿に帰属しており、その上でこのリスクを負うことは過大であると考えます。発電収入のインセンティブと本リスク負担が相応のバランスとなるよう、リスク分担ならびにインセンティブ 内容をご検討いただきますようお願いいたします。	貴重なご意見として承ります。
116	21	参考			②		29	参考資料②発電収入の変動	売電収入は組合様帰属ですので、事業者事由による負担については、施設の早急な修補とし、あるいは猶予期間等の設定をお願いします。	施設の早急の復旧を求めます。リスク管理方針書（案）をご参照下さい。
117	21	参考			②		30	参考資料②	ユーティリティの事故・故障とはどのような事象を想定されているのかご教示願います。また、民間事業者のリスク負担については、民間事業者の事由により生じた場合であることを明記頂けませんか。	ユーティリティの責任分界点内外において発生する自然災害(落雷等)や人為的(施工等)ミスによる事故・故障等を想定しております。後段はリスク管理方針書（案）をご確認下さい。
118	21	参考			②		31	参考資料②	処理手数料の未徴収に係るリスクの内、支払い側の事由によるものは組合殿のリスクと思料致します。	変更はありません。料金徴収は民間事業者の役割としています。
119	21	参考			②		31	参考資料②維持管理運営段階処理手数料の未徴収	組合殿でお考えの処理手数料の徴収方法をご教示下さい。現金授受によるリスクを回避したいと考えます。	自己搬入者に対し、窓口対応として現金を徴収することを想定しています。

実施方針に係る質問の回答

N0	頁	項目番号					仮番	項目	質問等	回答
120	21	参考			②		31	参考資料②処理手数料の未徴収	事業者起因(徴収額間違い等)による不足が生じる場合について、事業者起因と解釈してよろしいでしょうか。(全ての未徴収を事業者分担とする場合、事業者に過失がなくても、未納者の手数料を事業者が被るということになり、不合理です。)なお、事業者分担の場合は、未徴収の実績を開示願います。	事業者起因(徴収額間違い、計算ミス等)によるものは事業者の負担とを考え下さい。 未徴収の実績はありません。
121	21	参考			②		33	参考資料②	事業終了時の諸手続に係る事業者の事由によるコスト増大リスクとは、どのようなものを想定されているのかご教示願います。	民間事業者が自ら行う機能検査費の増加等を想定しています。
122	21	参考			②		33	参考資料②事業終了時の諸手続に係るコスト増大	事業終了時に事業者がコスト負担するような諸手続とは何でしょうか。	No121をご参照下さい。
123	その他							—	質問回答に際しては、「原案通りとする」のみではなく、その理由等も回答をお願いします。	—
124	その他							—	本実施方針等に関する意見・質問書に対する組合殿ご回答の内容は、平成22年10月下旬公表予定の要求水準書ならびに12月公表予定の募集書類に同様の記載事項があった場合に対して、本回答内容が有効であると理解します。(募集書類への回答予定期日がH23年1月であり、技術提案書・価格提案書等の提出期限まで期間が短いため)	同一の事項について、同様の記載がある場合は、入札公告時の内容が正となります。